

# 省エネ法及びエコまち法の認定基準 改正に関するお知らせ

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令等の改正に伴い、**令和4年10月1日**から、認定基準等が変更されます。  
**経過措置が長期優良認定申請と異なっていますので、ご注意ください。**

## ① 認定基準の引き上げ（省エネ法及びエコまち法）

- （非住宅）省エネ性能の水準を、ZEB（ZEB Oriented）水準の省エネ性能（再生可能エネルギーを除く）に引き上げる。

	用途（非住宅）	一次エネ (BEI)	外皮 (BPI: PAL*)		用途（非住宅）	一次エネ (BEI)	外皮 (BPI: PAL*)	
建築物省エネ法 誘導基準	—	0.8※1	1.0	➡	建築物省エネ法 誘導基準	事務所等、 学校等、工場等	0.6※2	1.0
						ホテル等、病院等、 百貨店等、飲食店等、 集会所等	0.7※2	1.0
エコまち法 低炭素建築物 認定基準	—	0.9※1	1.0			事務所等、 学校等、工場等	0.6※2	1.0
						ホテル等、病院等、 百貨店等、飲食店等、 集会所等	0.7※2	1.0

- （住宅）外皮基準および一次エネルギー消費基準をZEH水準に引き上げる。  
（例）一次エネルギー消費基準 BEI=0.9以下 → BEI=0.8以下

※経過措置…令和4年9月30日までに認定を申請した場合は旧基準での認定申請が可能です。  
（長期優良住宅認定と異なるので注意してください）

## ② 再生可能エネルギー利用設備の設置を要件化（エコまち法）

- 再生可能エネルギーの導入に関する要件の新設

住宅（一戸建て）	再生可能エネルギー利用設備が設けられていることかつ 省エネ量＋創エネ量（再エネ）の合計が基準一次エネルギーの50% 以上であること
住宅（共同）	再生可能エネルギー利用設備が設けられていること
非住宅	再生可能エネルギー利用設備が設けられていること

- その他の要件の追加 「V2H充放電設備の設置」の追加

## ③ 認定申請単位の変更（省エネ法及びエコまち法）

共同住宅の住戸のみの申請（住戸認定）が廃止されます。

## ④ 様式の変更認定（省エネ法及びエコまち法）

認定申請書等の様式が変更されています。

（県や国等が公表する最新の様式を用いた申請書作成をお願いします）

【詳細情報確認等の問合せ先】

長崎県土木部建築課（審査指導班）

電話番号:095-894-3093

FAX番号:095-827-3367

長崎県建築課

検索